

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該右欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成22年11月12日認可した。

平成22年12月14日

香川県知事 浜 田 恵 造

土 地 改 良 区 名	土 地 改 良 事 業 名
丸亀市土地改良区	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）兵庫地区
”	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）上長井出水地区
丸亀市綾歌町土地改良区	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）薬池地区